

公益財団法人埼玉県下水道公社【一般事業主行動計画】

平成27年4月1日理事長決裁

公益財団法人埼玉県下水道公社は、職員が健康で豊かな人生を送るため、仕事と家庭及び子育ての両立への取組を促進できるような労働環境を積極的に整備する。全職員がその能力を十分に発揮し、生き甲斐、働き甲斐のある仕事に取り組めるように、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を次のとおり策定する。

1 行動計画の期間

平成27年4月1日～平成32年3月31日

2 内容

目標1：産前産後休暇、育児休業などの制度の周知

目標2：出産にかかる父親の出産補助休暇及び子育て休暇に関する制度の周知と取得促進

<対策>

平成27年4月～毎年、職場内研修を実施し、制度の周知と取得促進を図る

目標3：所定外労働の削減（ノー残業デーの推進）の実施

目標4：年次有給休暇の取得率向上を目指す（目標：取得率90%）

目標5：ワークライフバランスの研修会の実施

<対策>

平成27年4月～毎年、職場内研修を実施し、ノー残業デー及びワークライフバランスの周知、徹底を図る

平成27年4月～毎年、所定外労働時間及び年次有給休暇の取得状況を把握し、管理者会議で報告するとともに全職員に周知する

目標6：介護休暇制度の周知

目標7：家族介護による退職者の再雇用制度の周知

<対策>

平成27年4月～毎年、職場内研修を実施し、周知を図る